

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

### 1 発注者（契約権者）

福島県立須賀川桐陽高等学校長 櫻井 克彦

### 2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

### 3 入札者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

### 4 入札者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式）に次の書類を添付して公告に示す期限及び場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

なお、当該資格の有無については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）により別途通知する。

(1) 提案協議書（第5号様式）。ただし、想定品以外の物品で入札に参加を希望する場合に限る。

(2) 納入期限まで必ず物品を納入する旨の確約書（様式任意（参考様式1））

### 5 入札書の提出及び開札の日時、場所

公告に示すとおり。

### 6 入札書の提出等

(1) 上記5に示す日時及び場所に持参して提出する入札書は、指定の入札書（第6号様式）とすること。

(2) 入札書を提出するときには、次の書類も併せて提出し、確認を受けること。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）の写し

イ 委任状（第7号様式）。ただし、下記10の(3)の場合に限る。

(3) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書には、入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

なお、押印を省略する場合には、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

(5) 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

なお、押印を省略する場合には、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

## 7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

## 8 開札及び再度入札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (2) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

- (3) 初回入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。ただし、下記12の(4)に該当する場合を除く。

## 9 入札者に要求される事項

公告に示すとおり。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。

- (2) 入札者は、入札説明書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により発注者に令和7年2月7日（金）までに説明を求めることができる。

なお、説明を求められた場合、発注者は、入札説明書等に関する回答書（第2号様式）を福島県立須賀川桐陽高等学校ホームページに掲載する方法により回答する。

- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

- (5) 入札者は、次のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

- (7) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若し

くは取り止めることがある。また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札者に生じた損害は、入札者の負担とする。

## 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 次のいずれかに該当する入札書による入札
  - ア 記名、押印を欠く入札書（入札書の押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札書）
  - イ 鉛筆書きによる入札書
  - ウ 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
  - エ 日付がない又は公告日から入札書の提出日までの期間内の日付となっていない入札書
  - オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (6) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (7) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件に違反した入札

## 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札書を提出した者が2人以上あるときは、くじにより落札者の決定を行う。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

## 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第228条、第231条及び第233条に定めるところによる。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により発注者及び落札者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 本件入札及び契約に関する事務を担当する部門

福島県立須賀川桐陽高等学校 事務室

電話番号 0248-75-2151

ファクシミリ 0248-72-7979

電子メール sukagawatoyo.h@pref.fukushima.lg.jp

（契約保証金の減免）

**第229条** 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から (11) まで (略)
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から (18) まで (略)
- 2 (略)

## 購入契約書(案)

品目及び数量 高等学校DX加速化推進事業(DXハイスクール)関連機器等 一式  
契約金額  $\frac{\text{¥}}{\text{—}}$   
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)  
納入期限 令和7年3月31日  
納入場所及び納入方法 福島県立須賀川桐陽高等学校及び発注者の指示による。  
契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「福島県」を甲とし、受注者「」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

**第1条** 乙は、別紙内訳書、仕様書及び図面に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

(納入の通知)

**第2条** 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

**第3条** 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとする。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

**第4条** 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

**第5条** 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

**第6条** 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

**第7条** 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額(当該

額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる)とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

**第8条** 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで)に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

**第9条** 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

(甲の解除権)

**第10条** 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期限内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期限内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

**第11条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部

分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
  - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を發した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

**第12条** 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

**第13条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

**第14条** 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

**第15条** この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があると

きは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約外の事項)

**第16条** この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

**第17条** 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県須賀川市陣場町128番地  
氏 名 福島県  
福島県立須賀川桐陽高等学校長 櫻井 克彦

乙 住 所  
氏 名

福島県立須賀川桐陽高等学校  
高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）関連機器等 仕様書

品目	仕様内容	数量
<b>パソコン機器</b>		
コンピュータ本体		
PC本体	省スペース型筐体であること	4
OS	Windows 11 Pro	
CPU	インテル(R) Core(TM) i7-14700 プロセッサ (2.1GHz / 20Core / 33MB / 5600MHz)相当以上とすること	
SSD	SSD 512GB 相当以上内蔵していること	
メモリ	16GB DDR5 SDRAM(4400MHz/Non-ECC/Unbuffered)相当以上とすること	
光学ドライブ	内蔵DVDライター、スリム型であること	
グラフィック	NVIDIA(R) T400 4GB相当以上であること	
キーボード	USB 320 キーボード (日本語版109Aキーボード)であること	
マウス	USB 320 光学マウス	
LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、Remote Power On(Wake on LAN)機能対応であること	
インターフェイス	USB Type-C 3.2 ×1、USB Type-A ×10、MiniDisplayPort ×1以上であること	
アダプタ	Mini DisplayPort - DisplayPort 変換アダプタを付けること	
保守	メーカーの翌日対応オンサイト保守を5年を付けること	
再セットアップ 媒体	Windows11 Pro 64bit用セットアップメディアを添付すること	1
ディスプレイ		
画面サイズ	TFT23.8型ワイド/ADS相当以上	4
最大解像度	1920x1080以上	
コトラスト	1000 : 1以上	
表示色	1677万色以上	
視野角度	上下:178° 左右:178° 以上	
入力端子	HDMI、DisplayPortに対応していること	
最大輝度	300cd/m <sup>2</sup> 以上	
スピーカー	2W+2W (ステレオ) 以上を内蔵していること	
応答速度	5ms以下	
傾斜角	上: 20° 下: 5° 以上	
調整機能	自動電源オフ (手動復帰、自動復帰)、ブルーリダクションを搭載していること	
<b>周辺機器</b>		
3Dプリンター		
本体サイズ	440×470×530mm以内	1
印刷方式	FDM	
造形サイズ	300×300×300mm以上	
印刷速度	≧600mm/s以上	
印刷精度	100±0.1mm以上	
ファイル転送	USBメモリ、WiFi、LANに対応していること	
保守	メーカー保守を3年を付けること	
3Dスキャナー		
本体サイズ	160×50×30mm以内	1
撮影方法	デュアルカメラ赤外線ライト	
本体重量	200g以内	
動作距離	150～400mm以内	
ジグナル精度	最大0.05mm以上	
ジグナルスキャン範囲	125×255mm以内	
最小スキャンサイズ	20×20×20mm以内	
スキャンスピード	12～18fps以内	
保守	メーカー保守を2年間保守を付けること	
VRヘッドセット		
ストレージ	128GB以上	1
メモリ	8GB以上	
重量	520g以内	
解像度	2064x2208ピクセル以上※片目あたり	
レンズ	IPD範囲: 50～75mm以内	
視野角度	水平110°、垂直90° 以上	
ソフトウェア		
3DCADソフト	学習用3DCADソフト「作ってみよう！」パッケージ版	4
授業支援システム	InterCLASSパッケージ版 (教師用ソフト (ビデオキャプチャーユニット付) 及び生徒用ライセンス40user) ※他教室にてInterCLASSを利用している為、操作習得を考慮してInterCLASS	1
<b>什器等</b>		
生徒用デスク	W650×D555×H700mm以上、扉カラーはホワイト、キャスター付き、折りたたみ可能なこと、天板はメラミン化粧板であること	42
生徒用チェア	W580×D570×H805(SH440)mm以上、カラーはブルー、キャスター付き、布張りであること、スタッキング可能なこと	42
コミュニケーションボード	W885×D380×H1355mm以上、キャスター付き、3段階の高さ調整可能なこと、スタッキング可能なこと	7
教員用デスク	W1800×D600×H720mm以上、脚はスチールパイプ・アルミダイキャスト製であること、天板はメラミン化粧板 (ホワイト)、キャスター付き、	1
教員用・高機能PC用チェア	W590×D730×H910(SH420)mm以上、カラーはネイビー、キャスター付き、ロック機能付き、ガスシリンダー付き、張地は布地であること、座カバーはポリプロピレンであること、座クッションはモールドウレタンフォームであること	2
高機能PC用デスク	W1600×D700×H720mm以上、天板カラーはホワイト、アジャスター付き、センター引出し付き、天板はMDFメラミン樹脂ポストフォーム加工であること、扉はスチールであること	1
シューズロッカー	W1760×D330×H1535mm以上、8列6段48人用であること、アジャスター付きであること	1
床材 (塩ビタイル、タイルカーペット)	数量: 塩ビタイル 2.5㎡、タイルカーペット 132枚 入口は塩ビタイル(厚3mm)仕様、フロアはタイルカーペット (パイル長: 3mm (±0.5mm) 以上、全厚: 6.0mm (±0.5mm) 以上、カラーはブルー系) 仕様にする (別紙図面参照のこと)	
引取	購入にあたり不要となる既存の什器等 (デスク、チェア等) については無償で引き取る	
<b>その他</b>		
搬入・設置・調整	・学校の指定する設置場所までの機器の搬入・設置まで含む	1式
	・設置に伴う配線及び調整は本仕様書に含む	
	・ハードウェアの設定、動作確認まで行うこと	
	・ソフトウェアのインストール及び環境設定、動作確認を行うこと	
	・全システムが支障なく運用できることを職員立会のもと確認すること	
構築	・担当者との入念な打ち合わせを行い、要望に応じた構築を行うこと (ユーザーアカウント・ログオン形式・運用管理・自動アップデートの設定・既存システムからのデータ移行)	1式
	・ウイルス対策ソフトは、各学校に整備済みのものを使用すること	
	・ローカルアカウントでログイン後、ユーザー毎に設定してあるサーバ上のフォルダをマウント可能な仕組みにすること	
納入場所	・初期導入時、フリーソフトや学校所有のソフトについても指示があればインストールすること 福島県立須賀川桐陽高等学校 1階 情報処理室	

想定品等一覧

品目	想定品等 (メーカー・型番等)	摘要
コンピュータ	HP Z2 SFF G9 Workstation	
ディスプレイ	アイ・オー・データ機器 LCD-D241SD-F/S	
3Dプリンター	Creality K1 MAX	
3Dスキャナー	Revopoint POP3	
VRヘッドセット	Meta Quest 3	
パッケージ版学習用3DCADソフトウェア	ビープロジャパン 作ってみよう!	指定製品
パッケージ版授業支援システムソフトウェア	InterCLASS	指定製品
生徒用デスク	アイリスチトセ SD-6559M-GO	
生徒用チェア	アイリスチトセ WSX-02C-F	
コミュニケーションボード	アイリスチトセ NCMBS-700	
教師用デスク	アイリスチトセ FT89D-1860	
教員用・高機能PC用チェア	アイリスチトセ CKR-46M0-F	
高機能PC用デスク	アイリスチトセ SSDH-167H	
シューズロッカー	三島精器 BS-48W8	
タイルカーペット	スミノエ PX-3022	

情報処理室 床材設置図

